

安心して農地の貸し借りを!!

～農用地の利用権設定申込～

町では、農地を安心して貸し借りができる制度があります。新たに農地を貸そう、借りようとお考えの方は、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地の利用権設定等促進事業、農地利用集積事業を行っています。

この制度の特色は・・・

- ①貸し手、借り手の希望を聞いて町が作成した契約書により貸し借りをを行います。
- ②約束の期間で確実に返してもらえます。(離作料を支払う必要はありません)
- ③継続の手続きをすれば、繰り返し貸し借りが出来ます。

農地を持っているが耕作できない方や規模拡大を求める農家は、この制度を利用して、遊休農地解消のためにご協力をお願いします。

*来年度の作付分より設定を行いたい方は **締め切り 7月30日(金)まで**
(利用権設定等の申込は、随時受け付けています。)

*対象は市街化調整区域内の農地です。

*借り手側には一定の条件が必要になります。(詳細についてはお問い合わせください)

申し込み方法は、朝日町農業委員会(産業振興課377-5658)にお問い合わせください。

農地

多重債務で困っていませんか?

貸金業法が大きく変わりました!

貸金業法とは消費者金融などの貸金業者の業務等について規制する法律です。利用者の皆さんが安心して借りられるように、次の点が変わることになりました!

【主な変更点】

一. 総量規制 ～借り過ぎ、貸し過ぎの防止～

*年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなります。

*借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。専業主婦(主夫)の方は、配偶者の年収を証明する書類、配偶者の同意書などが必要です。

二. 上限金利の引き下げ

*法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%～20%に引き下げられます。

【多重債務相談窓口】

消費者ホットライン 0570-064-370

詳しくは・・・金融庁ホームページへ <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>

貸金業法

ヤミ金融からは絶対に借りないで!! 困ったらまず相談!

ご存知ですか?
「中退共」の
退職金制度
なら、掛金
に国の助成
が受けられ
ます。

国の制度だから
安心・確実!

●新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
●掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

外部積立型だから
管理が簡単!

●従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。

●パートさんもご加入
いただけます。

●適格退職年金制度
からの移行先です。

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

☎03(3333)3601(代表)

☎03(3333)3600

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索